

令和2年6月

居宅介護支援事業所 各位

三輪医院グループ
理事長 三輪誠

新型コロナウイルス感染症に伴う特例取扱いについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和2年6月1日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」に基づく特例取扱いについて、ご本人様・ご家族様には、ご案内し同意を得た上で、7月1日より算定をしていく事となりました。

特例算定事業所

- ・介護老人保健施設ユニケア岡部短期入所療養介護（緊急時受入れ加算算定）
- ・ユニケア岡部通所リハビリ（2区分上位の報酬区分での算定）
- ・三輪医院リハビリセンター（2区分上位の報酬区分での算定）
- ・みどりの風おかべ通所介護（2区分上位の報酬区分での算定）

三輪医院グループのご家族様への算定理由としては、下記の通りです

- ・感染症拡大による、諸経費（消毒・衛生用品）の負担増加（消毒等）
- ・新型コロナウイルス対策にて、多種にわたる作業や時間の増加

なお、本特例の取扱いの同意を得られた利用者については、追ってご報告するとともに、実績報告の際にもご報告をいたします。また、加算算定の流れを別紙にてお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

各居宅介護事業所のケアマネジャーには、お手数をお掛けしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

ご不明な点は下記の各事業所へご連絡ください

ユニケア岡部通所リハビリ（担当：望月）
TEL 054-667-3737

みどりの風デイサービス（担当：河守）
TEL 054-667-3133

ユニケア岡部ショートステイ（担当：千葉）
TEL 054-667-5555

三輪医院リハビリセンター（担当：鈴木）
TEL 054-667-3009

以上

「特例報酬の取得方法についてのお知らせ」

- ①三輪医院グループの各事業所より、各ご利用者様（ご家族様）に対して、説明および文書による同意を得ます※1
- ②ケアマネジャーは利用表・提供票に特例報酬分を追加してください※2
- ③月末に各事業所で実績を記入し、ケアマネジャーに返送します
- ④ケアマネジャーは給付管理を国保連に提出してください

※1、同意を得た際は、とりまとめて書面にてケアマネジャーにお知らせ致します

※2、特例報酬を算定する事で区分支給限度基準額を超える際は、ご相談をさせていただきますので、各事業所にご連絡ください

この度の特例の報酬算定については
静岡県介護指導課のホームページから確認ができます

詳細のページアドレスは

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/documents/coronavol842.pdf>

もしくは、下記の QR コードを読み取ると携帯サイトにアクセスできます

